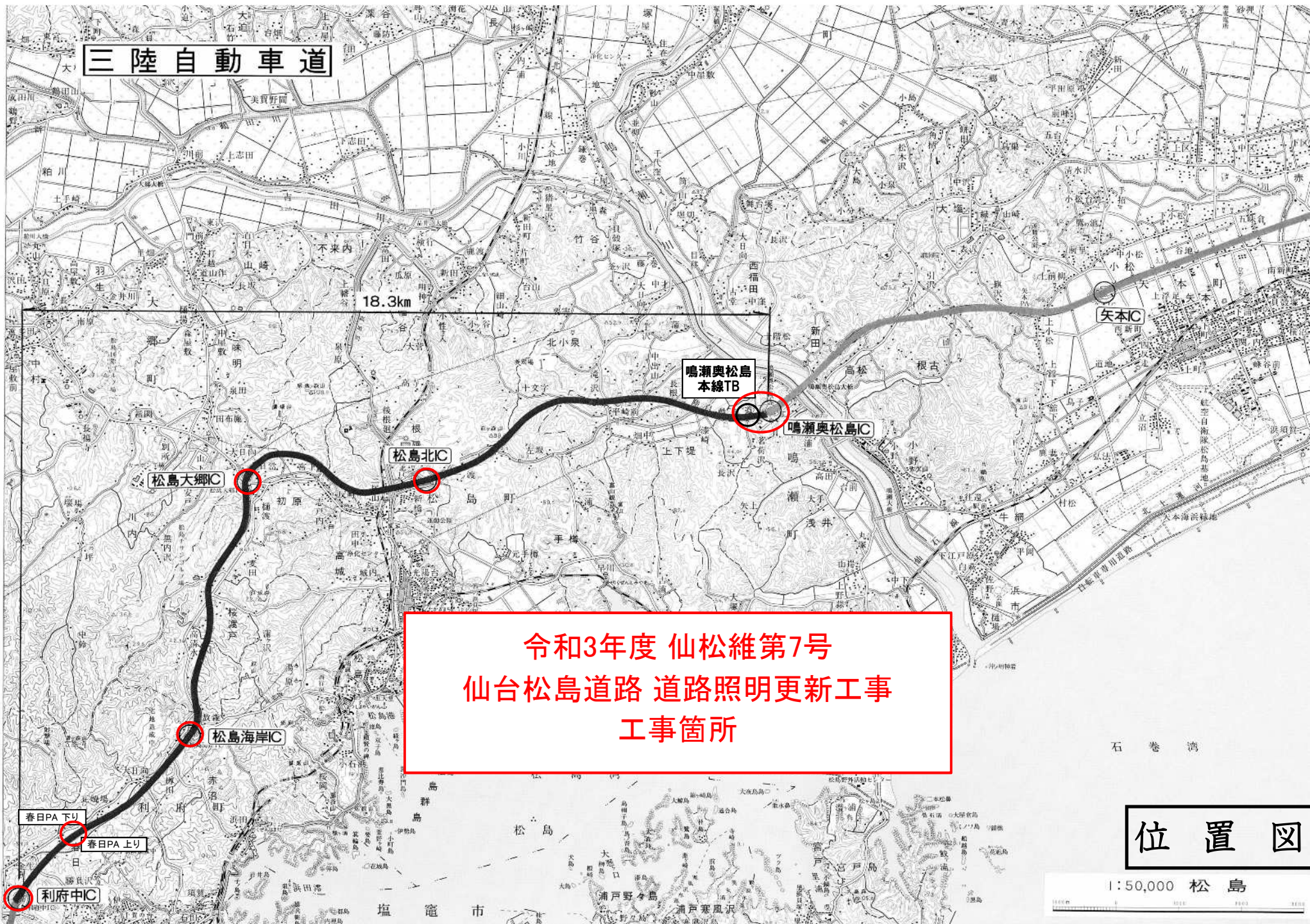


宮城県道路公社																		
部		技		技		課		技		技		技		技		設		
長		術		術		長		術		術		術		術		計		
参		事		参				補		主		主		主		者		
事								佐		幹		幹		査				
工 事 仕 様 書																		
事 業 年 度		令和3年度			工 事 番 号		仙松維第7号											
工 事 名		仙台松島道路 道路照明更新工事 実施 仕 様 書																
路 線 名		(国)45号・(主)仙台松島線																
施 行 地 名		東松島市川下 地内外																
工 期		契約締結の翌日 から 令和 4 年 3 月 25 日																
工 事 概 要																		
別紙のとおり																		

工 事 概 要			
仙台松島道路 道路照明更新工事			
・道路照明設備工			
・道路灯(ポール含む)更新	N=	14	基
・道路灯(器具のみ)更新	N=	56	台
・料金所投光器具更新	N=	9	台
・料金所ゲート照明更新	N=	5	料金所
・道路情報表示設備工			
・ソーラー式LED電光表示板更新	N=	2	台
・標識工			
・内照式案内標識 LED内照箱更新	N=	2	台



三陸自動車道

18.3km

鳴瀬奥松島
本線TB

鳴瀬奥松島IC

松島北IC

松島大郷IC

松島海岸IC

春日PA下り
春日PA上り

利府中IC

令和3年度 仙松維第7号
仙台松島道路 道路照明更新工事
工事箇所

位置図

1:50,000 松島

－ 特 記 仕 様 書 －

施 工 条 件 明 示 書

工事番号	令和3年度 仙松維第7号	工事名	仙台松島道路 道路照明更新工事			事務所名	宮城県道路公社		
項 目		条 件		内 容			施 工 方 法		備 考
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。							
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置									
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」		○ある		令和 年 月 日 (「3 工程関係」に条件がない場合は、期日以前の着手も可能)					
		●ない	○ある	請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事) 契約日から○○日以内 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。					
			●ない	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。(共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8)					
		上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html							
3 工程関係									
(1) 関連工事による施工時期の調整		●ある	○ない	橋梁修繕(高城川新橋外)工事及び仙台松島道路管理事務所の保全業務委託等との調整					
(2) 施工時期による制限		●ある	○ない	休日および工事抑制期間について、作業を行わないものとする。但し工事を行う必要がある場合や施工計画上で必要な場合はこの限りではない。					休日作業届を提出のこと。 施工計画書に記載のこと。
(3) 関係機関等との協議の未成立		●ある	○ない	・宮城県警察高速道路交通警察隊との路側規制、料金所レーン閉鎖における協議					
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加		●ある	○ない	上記協議結果によっては、条件が付されることがある。					
4 公害対策関係									
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限		●ある	○ない	各関係法令、条例による。					
5 安全対策関係									
(1) 交通安全施設等の指定		●ある	○ない	宮城県警察高速道路交通警察隊との協議回答及び保安設置計画書による。					
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限		○ある	●ない						
6 排水工関係									
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性		○ある	●ない	濁水等が発生した際は適切な処理を行うこと。					
7 建設副産物対策関係									
(1) 共通事項		下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。							
		処理・処分する場所		処理・処分方法		距 離	制 限 時 間		
		工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。							
(2) 建設発生土	処理・処分	●ある	○ない	・現場内処理		・残土処理(現場内流用)	km	時 分 ～ 分	
(3) 建設発生土以外の 建設副産物	処理・処分	コンクリート塊	○ある	●ない			km	時 分 ～ 分	
		アスファルト塊	○ある	●ない			km	時 分 ～ 分	
		建設発生木材	○ある	●ない			km	時 分 ～ 分	
		建設汚泥	○ある	●ない			km	時 分 ～ 分	
		その他	●ある	○ない	・スクラップ処理	再生資源化	km	時 分 ～ 分	
(4) 再生材の利用		●ある	○ない	種類・数量		再生RC-40 数量計算書のとおり			
8 現場環境改善		○ある	●ない	内容 現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。					
9 品質証明									
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認 チェックリストの対象		○ある	●ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。					
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象		○ある	●ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。					
10 標準的な設計図書による発注方式		○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。					
11 資材関係									
(1) 生コンクリート		生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。							
(2) 購入土		購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。							
(3) 宮城県グリーン製品の利用		必須		1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。					
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によると、「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は環境政策課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。		○ある		●ない		2. 盛土材、埋め戻し材			
		○ある		●ない		3. その他()			
(4) 県内産製品の使用		○ある	●ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html					
(5) 現場吹付法砕工		吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。							

12 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無			
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	☐ 対象	☒ 対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。〔簡易型(施工計画型)〕、「標準型」,「高度型」の場合) なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)	☐ 対象	☒ 対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
13 業務効率化			
(1) 工事情報共有システムの活用	☐ 対象	☒ 対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2) 工事書類の簡素化の試行について	☒ ある	☐ ない	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
14 週休2日モデル工事の適用の有無			
(1) 週休2日モデル工事	☐ 対象	☒ 対象外	週休2日モデル工事の対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うこととする。なお、週休2日モデル工事の型式については、下記(2)のとおりとする。
(2) 週休2日モデル工事の型式	☐ 発注者指定型	☐ 受注者希望型	1. 発注者指定型の場合は、当書積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 2. 受注者希望型の場合は、設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。 なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
15 その他			
(1) 舗装の下請制限について	☐ ある	☒ ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無	☐ ある	☒ ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。
(3) 三者会議の対象の有無	☐ ある	☒ ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。
(4) 貸与資料の有無	☒ ある	☐ ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料(平成19年度仙松(V)附属第2号仙台松島(V期)本線料金所電気設備工事成果品、平成23年度仙松(VI)附属電第1号仙台松島(VI)電気設備(その1)工事成果品、平成24年度仙松(VI)附属電第2号仙台松島(VI)電気設備(その2)工事及び電気設備保守点検業務委託成果品)
(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	☐ ある	☒ ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。
(6) 工事写真の電子化の対象の有無	☒ ある	☐ ない	本工事の工事写真の作成は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子とすること。ただし、予定価格が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。
(7) 工事実績情報システム(コリンズ)登録	請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録申請を行うこと。		
(8) 工事書類の簡素化の試行について	☒ ある	☐ ない	1. 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。 2. 「宮城県土木部における工事書類簡素化一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿、材料確認書、段階確認書、立会願、夜間・休日作業届の書類を提出については、電子メール活用を基本とする。 3. これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

東日本大震災に伴う特例制度

項 目	条 件	内 容	施 行 方 法	備 考
16 積算基準及び設計単価の適用期日				
(1)積算基準及び設計単価の適用について	●ある ○ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。		
17 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1)労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある ●ない	1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。))について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 24.15% 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: 1.88% 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。		
(2)労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	○ある ●ない	本工事は、「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舍の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。		
18 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1)遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある ●ない	下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。 受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。 1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他、必要と思われる事項		
19 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1)施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	●ある ○ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「利府中IC地区(宮城郡利府町春日地内)、春日PA地区(宮城郡利府町春日地内)、松島海岸IC地区(宮城郡利府町赤沼地内)、松島大郷IC地区(宮城郡松島町初原地内)、松島北IC地区(宮城郡松島町根廻地内)、鳴瀬奥松島IC地区(東松島市川下地内)(以下、対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。		
20 その他				
(1)機械損料の補正について	○ある ●ない	本工事で使用するブルドーザ(リッパ装置付きブルドーザを除く)、バックホウ、ダンプトラック(建設専用ダンプトラックを除く)については運転1時間(日)当たりの損料に105/100を乗じている。		
(2)土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	○ある ●ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。 ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。		
(3)東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	●ある ○ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1.5 現場管理費:1.2		
(4)主たる工種について		主たる工種は 道路維持工事としている。		

特記事項

項 目	内 容	施 工 方 法	備 考
21 住民への配慮について			
(1)工事区間における対応	・工事施工箇所は、三陸道の供用区間を路側作業規制、料金所レーン閉鎖して施工するため一般車との接触事故等を防止すること。	保安施設設置計画書を立案し、監督職員の承諾を得て、看板等を設置すること。	
(2)住民への配慮	・工事実施にあたり近隣住民への騒音対策に配慮すること。	工事中のトラブル発生の防止を図ること。	
(3)現場内の管理	・三陸道本線部及びランプ部からの施工・荷卸しについて、現場手前から通行規制が必要となるため、交通規制現場の管理を徹底し、事故を未然に防止すること。	工事中のトラブル発生の防止を図ること。	
20 安全管理の徹底			
(1)労働災害について	・工事請負者は工事の円滑な運営及び労働災害の防止に努めること。		
(2)交通安全管理について	・工事施工箇所は、三陸道の交通規制管理が必要なことから交通誘導員を配置し、交通安全確保に十分に留意すること。	保安施設設置計画書を提出のこと。	
21 建設副産物の処理			
(1)建設副産物処理の報告	・本工事完成後の工事目的物の引渡方法等については、別途協議を行う。	建設廃棄物等を処理した場合は「建設廃棄物等処理結果報告書」、「マニフェスト」、「処理状況写真」を提出のこと。	
(2)建設副産物の取り扱いについて	・本工事において発生する建設副産物等の処理については、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進書を作成し施工計画書に含めなければならない。	共通仕様書1-1-5に基づき施工計画書に明記すること。	
22 安全費について			
(1)安全費(積上げ)の計上について	・道路照明設備工事、料金所ゲート照明設備工事、LED電光表示板工事、内照式案内標識工事の施工時に、交通整理員Aを2名配置すること。なお、誘導員の人数については、協議の上変更対象とする。	保安施設設置計画書に交通誘導員の配置を明記すること。	
(2)交通誘導員の適正配置について	・当該路線での交通誘導にあたっては、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者等を配置するものとする	教育の実施状況、受講証の写し等確認できる資料を監督職員に提出すること。	
23 施工条件について			
(1)事前調査について	・事前に設備の劣化状況等を確認し、施工方法の確認を行うこと。	監督職員と協議のうえ施工すること。	
(2)契約書第19条に基づく協議について	・工事着手前後、速やかに契約書第19条に基づく事前調査、測量を実施し、設計図書の照査をおこない監督職員へ通知すること。		
(3)作業時間について	・作業可能時間としては、基本AM8:30～PM5:00(後片付け含む)の時間とする。		
(4)工事工程について	・施工にあたっては、現場状況と工事工程を確認し、施工計画を立案するものとする。工事時期の計画に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。	監督職員と協議のうえ施工すること。	
(5)施工区間の規制について	・三陸道本線からの進入、退出は危険が伴うので交通規制について、安全確保に留意すること。		
(6)設計仕様の基準について	内容について必ず確認すること。 1. 共通仕様書(土木工事編Ⅰ) 2. 共通仕様書(土木工事編Ⅱ(共通特記仕様書)) 3. 土木設計マニュアル	宮城県土木部事業管理課のホームページを確認し最新版にて管理を行うこと	
24 その他			
(2)暴力団等の排除について	1 乙が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施工。(以下、「排除要綱」と言う)。別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することができる。 2 乙は排除要綱別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者に、この契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負受託をさせた者が、排除要項別表各号に該当すると認められたときは、当該下請契約等の解除を求めることができる。 3 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者(以下、「暴力団員等」という)。から不当要求を受けたときは、速やかに警察への通報をおこない、捜査上必要な協力をおこなうとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は被害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行延滞等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて工程の調整、工期の延長等の措置を講ずる。		
(3)成果品について	・印刷物の他、工事完成書類の各種納品物を電子データとして電子媒体に納め、提出するものとする。	監督職員の確認を得ること。	
(4)使用材料、施工方法について	・使用材料、施工方法について、設計図書に記載されているものと同等品以上のものを使用することとするが、現地調査により、別の材料、別の工法で施工する場合については、監督職員の承諾を得ること。	監督職員の承諾を得ること。	
(5)有料道路の料金について	・有料道路料金については、利用実績により精算をするものとする。		
(6)撤去した発生品について	・撤去した発生品については、リサイクルを実施するものとする。産業廃棄物として運搬・処分するものはその実績数量により精算をするものとする。		

(国) 4 5 号・(主) 仙台松島線
仙台松島道路 道路照明更新工事

工事特記仕様書

令和 3 年度

宮城県道路公社

第1章 一般事項

本仕様書は、宮城県道路公社が発注する道路照明工事等に関する一般事項を示すものとし、宮城県工事共通仕様書及び特記仕様書と共に、仕様書を構成するものとする。

1-1 工事件名

1-1-1 工事番号 令和3年度 仙松維第7号

1-1-2 工 事 名 仙台松島道路 道路照明更新工事

1-1-3 場 所 東松島市川下 地内外

1-1-4 工事期間 請負契約締結の翌日より、令和4年3月25日までとする。

1-2 適用法令、規格

本工事は、下記の法令、規格、基準等に従い施工する。

(1) 適用法令

下記国内法令を厳守すること。

- 1) 電気事業法
- 2) 電気用品安全法
- 3) 電気設備の技術基準
- 4) 高圧受電設備指針
- 5) 騒音防止条例
- 6) 火災予防条例

(2) 適用規格、基準

下記規格、基準を適用する。

- 1) 日本工業規格(JIS)
- 2) 電気規格調査会標準規格(JEC)
- 3) 日本電機工業会規格(JEM)
- 4) 電気供給約款(電力会社)
- 6) 内線規程

1-3 一般工事概要

1-3-1 工事内容

本工事は、仙台松島道路で運用する道路照明設備他を施工するものである。

1-3-2 工事範囲

本工事は設計図書に示された範囲とする。

1-3-3 官公庁その他手続及び検査

本工事に必要な電気関係申請及び道路関係の申請手続は本工事請負人が行うものとし、その費用は本工事請負人の負担とする。但し、これに要する関係図書はそれぞれ関係者より本工事請負人に提供するものとする。

- (1) 道路関係占有許可申請及び届出（必要な場合）
- (2) 予備試験
- (3) 官公庁検査（必要な場合）
- (4) その他

1-3-4 施工図、その他

必要のある場合は、この工事の施工図を遅滞なく請負者が作成して、監督員の承諾を受けること。

1-3-5 他工事との取合せ

時期的に他工事との取合せが必要な場合は、あらかじめ監督員の指示に従い、双方の請負者において協議の上、工事の進行に支障のないようにすること。

1-3-6 使用機材

本工事に使用する機材は、製造業者リストを提出し、監督員の承諾を得た後に使用すること。

なお、主要材料については、契約後速かに工事主要資材発注報告書を提出するものとする。

JIS. JEM. JEC. 等関係諸規格に制定されているものは、これに適合し、また電気用品安全法の適用を受けるものは、形式承認済のものを使用するものとする。

1-3-7 器具材料の検査

本工事に使用する器具、材料のうち監督員が指定するものは、現場搬入の都度監督員の検査を受けなければならない。

また、必要に応じて製作図または見本を提出するものとする。その際試験が必要な場合、それにかかる費用は全て請負者の負担とする。

1-3-8 施工の点検または立会い

工事施工に際しては、施工後容易に点検出来ない配管及び配線は原則として、その過程において監督員の段階確認を受けるものとする。

1-3-9 施設の検査及び試験

工事完了に際して監督員立会いの上、機器、配管、配線等の検査を行い、これに合格することを要する。

また、官公庁の検査及び試験を必要とするものは、それぞれ合格した事を証明する文書を提出しなければならない。

1-3-10 その他

- (1) 請負人は工事完了の上は、官公庁その他の認可書及び竣工図を添えて引渡しを行うものとする。

- 1) 完 成 図 書 A 4 版 黒表紙金文字製本 1部

- ・竣工図
- ・機器完成図
- ・機材材質証明書
- ・機材検査成績書
- ・試運転調整報告書
- ・取扱説明書

- 2) 同上縮小版 A 3 二つ折り製本 2 部

- 3) 同上電子ファイル 1部（ファイル形式は監督員と協議）

- #### 4) 完成写真

但し、施工の過程における必要な箇所の写真は、そのたびに提出するものとする。

- (2) 請負者が詰め所、工作小屋、材料置場等仮設建物を設ける場合は設置場所、その他について監督員の許可を得ること。

- ### (3) 番号札

本工事に使用する各機器には、メタクリル製または同等品以上の番号札を取付けるものとし、その細部は監督員の指示によるものとする。

- #### (4) 電線、ケーブルの色別

配線は色別配線とする。

- (5) 後片づけ

工事完了に際しては、監督員の指示に従い期間内に後片づけ及び清掃を完全に行わなければならない。

- (6) 取扱説明書

主要機器については、道路管理者が容易に理解できる取扱説明書及び説明図を提出するものとする。

- (7) 予備品及び付属品

予備品及び付属品については、そのリストを提出し、監督員の承諾を受けるものとする。

- (8) 本仕様書及び設計図に明記されていない事項についても、本施設の設備機器としての機能及び工事上当然必要と思われるものは、具備するものとする。

- (9) 監督員との協議の結果指示事項が生じた場合は、速やかに対処するものとする。

第2章 工事

2-1 総 則

本仕様書は仙台松島道路の道路照明工事等に必要な工事内容をまとめてあり、他の機器特記仕様書と共に仕様書を構成するものとする。

2-2 工事概要

本工事は、仙台松島道路の道路照明設備等の更新に伴い、改修施工するものである。本工事の詳細は設計図に示すが施工に当たり、仙台松島道路は供用開始している有料道路であるため、道路としての運営に支障を来さないよう且つ最低時間での切替え及び一般の通行車の運行の安全について充分配慮した計画を立案し、且つ監督員の承認により施工しなければならない。

2-3 工事内容

本工事には次の工事を含むものとする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 道路照明設備更新工事 | 1 式 |
| ・ 道路灯（ポール含む）更新 | |
| ・ 道路灯（器具のみ）更新 | |
| ・ 料金所丸形投光器具更新 | |
| ・ 料金所ゲート照明更新 | |
| (2) 道路情報表示設備工事 | 1 式 |
| ・ ソーラー式 L E D 電光表示板更新 | |
| (3) 標識工事 | 1 式 |
| ・ 内照式案内標識 L E D 内照板更新 | |

2-4-1 工事区分

本工事の区分は下記の通りとする。

- (1) 機器・器具製作及び据付工事
- (2) 撤去工事
- (3) 同上配管、配線工事
- (4) 試験調整

2-4-2 機器概要

- (1) 設計製作
別に定める機器特記仕様書及び設計図書によるものとする。
- (2) 数量
区分及び数量は設計図によるものとする。
- (3) 使用機材
使用機材は、機器特記仕様書によるものとする。

2-4-3 配線概要

更新配線については設計に指示するものとする。

2-4-4 機器仕様

機器仕様は、別添機器仕様書によるものとし、機器材料指定製造業者は指定してある中から選定し、指定のないものは監督員の承認を得た後に使用すること。

2-4-5 承認図

下記機器は承認図を提出し、承認を得るものとする。

- (1) 照明器具
- (2) ポール
- (3) ソーラー式ＬＥＤ電光表示板
- (4) 内照式案内標識 ＬＥＤ内照板更新
- (5) その他監督員が必要と認めたもの。

2-4-6 見本提出

- (1) 監督員が必要と認めたもの。

2-4-7 工場検査

監督員が必要と認めたものについて行うものとする。工場立会検査を行わない機器については、承諾図の仕様を満足することを示す自主検査成績書を提出し、監督員の承諾を得るものとする。

2-4-8 試験調整

- (1) 現地試験
本設備の工事終了後試験調整を行い、その報告書を提出して検査を受けなければならない。
- (2) 試験調整項目
 - 1) 動作試験
 - 2) 輝度・照度測定
 - 3) 電圧・電流測定
 - 4) 電圧降下測定
 - 5) 絶縁抵抗測定

道路照明設備機器特記仕様書

第1章 一般事項

1-1 本仕様書の適用範囲

本仕様書は、仙台松島道路に設置する道路照明設備に適用するものである。

1-2 道路照明設備の概要

1-2-1 機能

本設備は、I C、P A部の照明を行うものである。電源は、電気室の配電盤より必要回路の分岐を行い、各照明に供給するもので、配電電圧は240Vとする。

1-3 適用規格等

本仕様書に記載していない事項は、次の規格等に適合するものとする。なお、特に版数を指定しない限りは最新版を適用するものとする。

1-3-1 適用規格及び基準

- (1) 日本工業規格 (JIS)
- (2) 日本建築学会鋼構造計算基準
- (3) 日本照明器具工業会 (JIL)
- (4) 電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (5) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
- (6) その他関係規格

1-3-2 日本国適用法令

- (1) 電気用品安全法(昭和36年、法律第234号)
- (2) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年、法律第52号)
- (3) 建築基準法(昭和25年、法律第201号)
- (4) その他関連法令

第2章 道路照明用器具

2-1 適用範囲

本仕様書は、仙台松島道路に設置する道路照明用器具(以下「器具」という)について適用する。

2-2 適用規格

- (1) 電気用品安全法
- (2) 電気設備技術基準
- (3) 日本工業規格(JIS)
- (4) 道路・トンネル照明器材仕様書((社)建設電気技術協会)

2-3 種類

2-3-1 道路灯

準拠規格：NEXCO LED道路照明灯具標準仕様書 施仕第15150号準拠

- ・ RP-70-1R (ランプウェイ 1 車線)
- ・ RP-100-2R (ランプウェイ 2 車線)
- ・ RP-150-2M (本線 2 車線)
- ・ RP-150-3M (本線 2 車線 + 分合流部)
- ・ RP-200-4M (本線 2 車線 + 分合流部 + ゼブラゾーン)

電源ユニット別置型 ポールヘッド型

段調光 50%点灯機能付

電源 AC240V 50Hz

鳴瀬奥松島 IC 用器具を除き全て後方遮光ルーバを設置

落下防止用ワイヤ附属

2-3-2 料金所丸形投光器具（鳴瀬本線料金所）

形状：H I D丸形投光器と同等形状

（H I D丸形投光器と取付け上の互換性がある場合角形でも可）

定格光束：38,000lm以上

エネルギー消費効率：120lm/W以上

LEDモジュール寿命：60,000h（光束維持率70%）

光源色：5,000K相当

Ra値：70以上

前面カバー：強化ガラス製

対塩仕様

落下防止用ワイヤ付属

電源ユニット（灯具一体型可）既設安定器収容箱に設置

材質：ステンレス又はアルミニウム

対塩仕様

電源 AC240V 50Hz

ルーバ付属

2-4 表示

見やすい箇所に、容易に消えない方法で、次の事項を表示するものとする。

- (1) 形式
- (2) 定格入力電圧(V)
- (3) 定格消費電力(W)
- (4) 屋外用
- (5) 製造年月日または略号
- (6) 製造者名または略称
- (7) IP番号
- (8) (PS)E又は、<PS>Eマーク（電気用品安全法を適用するものに限る）
- (9) その他必要事項

2-5 防水構造

器具は、JIS C 0920(電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード))に規定するIPX3以上とする。

第3章 照明用ポール

3-1 適用範囲

本仕様書は、道路照明に用いる鋼製テーパポールについて適用する。

3-2 種類

3-2-1 鋼製テーパポール

種類	設置方式	形式	地上高さ(m)	ポール出幅(m)	埋込長さ(m)	ポール先端角度(度)
基本形	ベースプレート方式	IS12B-C	12.0	-	-	-
		IS10B-C	10.0			

3-3 適用規格

- (1) 建築基準法、同施行令
- (2) 日本建築学会鋼構造計算基準
- (3) 日本建築学会鋼製煙突構造計算基準
- (4) 建設電気技術協会仕様標準
- (5) その他関係法令及び規格

3-4 試験

本ポールの試験については、JIS H 0401を適用するものとし、その試験成績表を監督員に提出しなければならない。

3-5 塗装

種別	仕様
メッキ仕上げ	溶融亜鉛メッキ仕上げとし、亜鉛付着量はHDZ55(550g/m ² 以上)とする。

3-6 表示

- (1) メッキの種類を表す記号
- (2) 製造年月
- (3) 製造業者名

3-7 ポール名板

- (1) 材質C2801P(JISH3100)0.5t~0.8t
- (2) 丸ゴシック体
- (3) その他文字および輪郭は浮出し、ニッケルメッキ、地色はマンセル2.5G7/2の焼付塗装とする。
但し、数字等は刻印でもよい。なお、取付ビスは、真ちゅう製とする。

3-8 材料及び構造

3-8-1 材料

種類	材料
鋼製テーパーポール	JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」2種及びJIS G 3444「一般構造用炭素鋼鋼管」2種の規格によるものとする。 なお、アダプターについてはJIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」の規格によるものとする。

3-8-2 構造

点検口、電源引込口及び接地端子を設けるものとする。

料金所ゲート照明機器特記仕様書

1 照明器具の仕様

(1) 共通

使用する照明器具は、一般社団法人日本照明工業会の正会員である国内製造企業の製品とする。

(2) 鳴瀬本線料金所ゲート照明 LED投光器

定格光束：7,000lm以上

エネルギー消費効率：110lm/W以上

LEDモジュール寿命：60,000h（光束維持率80%）

光源色：5,000K相当

Ra値：80以上

落下防止ワイヤ付属

一般形鋼材用取付金具一式付属（既設構造物に堅固に設置可能なこと）

(3) ゲート照明 LEDベースライト

（松島海岸・大郷第1（入口）・大郷第1（出口）・大郷第2・松島北料金所）

公共施設照明型番取得器具とする。

光源寿命は、40,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品とする。

LED電光表示板機器特記仕様書

1 LED電光表示板の仕様

太陽電池	：シリコンソーラー
蓄電装置	：鉛蓄電池
文字表示部	：高輝度発光ダイオード 赤橙色発光 高さ1800mm×幅500mm程度 1文字寸法（4文字表示 325mm×325mm程度） （5文字表示 270mm×325mm程度）
温度表示部	：高輝度発光ダイオード 赤橙色発光 高さ500mm×幅500mm程度
前面板	：ポリカーボネート樹脂反射防止処理、橙色
制御ボックス	：高耐食溶融めっき鋼板静電粉体塗装、茶色
温度センサー	：白金測温抵抗体、気象庁検定品
支柱	：STK400+亜鉛めっき静電粉体塗装、茶色

点消灯機能

文字表示部	：常時点滅、夜間：蛍光
温度表示部	：昼間－点滅 ：夜間－点灯
調光	：昼夜2段階自動調光

内部照明式案内標識 機器特記仕様書

内部照明式案内標識の仕様

- ・ 夜間照明時において十分離れた距離から視認できる表面照度を有すること。
 - ・ 灯具及び安定器箱の構造は防錆処理を施した耐久性のある金属板等で製作し、雨水、塵埃等が侵入しないものとし、ランプの交換、内部の点検、修理、清掃等が容易にできるものとする。
- 構造、表面材及び取付けは、風速50m/secに耐えるものであること。
- ・ 各部の電気特性は良好で確実に動作し、かつ耐久性の良いものであること。

材料及び機能

- (1) 内部照明式標識に用いる表面材は、繊維シートで製作するものとする。

繊維シートの材質は次のとおりとする。

破断強度 25.5kN/m 以上

JIS L 1096「一般織物試験法」引張強さ試験A法（ストリップ法）

引裂き強度 245N 以上

JIS L 1096「一般織物試験法」引裂き強さ試験C法（トラペゾイド法）

継ぎ目強度 15.7kN/m 以上

JIS L 1096「一般織物試験法」引張強さ試験A法（ストリップ法）

- (2) 本体及びわく補強材等に用いる材料は、鋼材（JIS G 3141（冷間圧延鋼板）又は JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材））、又はアルミニウム（JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金板及び条）、JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム押出型材））で製作するものとする。

- (3) 表面板と内部照明本体との取付けは、じんあい・水等に対して十分な防止構造を有するものとする。

- (4) 外観

表面材は、色むら、ゆがみ等の外観を損なうものであってはならない。また、表面材を接着して使用する場合は、外観を損なう曲り、反り、面の段差、しわ等があってはならない。

い。

(5) 強度

表面材、本体及びその取付け部は、風速50m/sの風圧に耐える強度とする。

(6) 耐久性

耐久性は、JIS B 7753（サンシャインカーボンアーク燈式耐候性試験）にて2,000時間照射後、著しい色の変化、ひびわれ及びはがれが生じてはならない。

(7) 明るさ

明るさは、表面板面の白色部分で、照度1,000ルクス以上でなければならない。また、同一色の表面板の明るさの均整度（最大／最小）は、4以下でなければならない。

(8) 照明器具及び付属品の機能・構造・材料

内部照明式標識板の照明器具及び付属品の機能・構造・材料は、次に示す規格に適合するもの、又は機能を有するものでなければならない。

- ・ 器具への供給電源、電圧 AC240V, 50Hzで動作すること。
 - ・ LED光源
 - ・ 照明器具 引出し構造とし、灯具交換等の保守が容易な構造
 - ・ 銘板取付け位置 標識板表面で機能及び美観上支障のない位置
- 記入内容 製造社名・定格電圧・容量・製造年月等

管理番号：
工事番号：令和 3年度仙松維第-7号

設計内訳書（鳴瀬奥松島 I C）

工事名	仙台松島道路 道路照明更新工事				事業区分 工事区分	電気通信設備 通信設備(機器単体)	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
通信設備(機器単体)							
		式	1				
道路情報表示設備							
		式	1				
道路情報表示装置							
		式	1				
LED電光表示板							内 1号
		式	1				
機器単体費計（工場製作原価）							
		式	1				
電気設備							
		式	1				
受変電設備工							
		式	1				
配管・配線工							
		式	1				
屋内配線（料金所ゲート照明）	600V EM-CE 3.5sq-3c						単 1号
		m	135				
ケーブル接続（料金所ゲート照明）	EM-CE, 3.5sq-3c						内 2号
		式	1				
配管・配線撤去工							
		式	1				
屋内配線撤去(料金所ゲート照明)	600V EM-CE 3.5sq-3c 撤去						単 2号
		m	158				
道路照明設備工							
		式	1				

管理番号：
工事番号：令和 3年度仙松維第-7号

設計内訳書（鳴瀬奥松島 I C）

工事名	仙台松島道路 道路照明更新工事				事業区分 工事区分	電気通信設備 電気設備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路照明設備設置工							
		式	1				
道路照明灯建柱(ランプ 1車線用)	IS10B-C RP-70-1R, 高さ:10m						単 3号
		基	5				
道路照明灯建柱(ランプ 2車線用)	IS10B-C RP-100-2R, 高さ:10m						単 4号
		基	1				
道路照明灯建柱(本線2車線用)	IS12B-C RP-150-2M, 高さ:12m						単 5号
		基	2				
道路照明灯建柱(本線3車線用)	IS12B-C RP-150-3M, 高さ:12m						単 6号
		基	1				
道路照明灯建柱(本線3.5車線用)	IS12B-C RP-200-4M, 高さ:12m						単 7号
		基	5				
照明器具設置(鳴瀬)	L E D 丸形投光器						単 8号
		台	9				
道路照明設備撤去工							
		式	1				
道路照明灯撤去(鳴瀬IC)	ホー#GL8〜12m, 350kg以下, HID器具撤去						単 9号
		基	14				
道路照明灯撤去(丸形投光器)	丸形投光器撤去						単 10号
		台	9				
スクラップ処理	道路照明ポール						内 3号
		式	1				
照明設備設置工							
		式	1				
ゲート照明設備							
		式	1				

管理番号：
工事番号：令和 3年度仙松維第-7号

設計内訳書（鳴瀬奥松島 I C）

工事名	仙台松島道路 道路照明更新工事				事業区分 工事区分	電気通信設備 電気設備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ゲート照明設備設置							内 4号
		式	1				
照明設備設撤去工							
		式	1				
ゲート照明設備							
		式	1				
ゲート照明設備撤去							内 5号
		式	1				
仮設工							
		式	1				
交通管理工							
		式	1				
交通誘導警備員(鳴瀬奥松島IC)							内 6号
		式	1				
通信設備							
		式	1				
道路情報表示設備工							
		式	1				
道路情報表示装置設置工							
		式	1				
LED電光表示板設置(上り24.5kp)							単 11号
		台	1				
直接工事費							
		式	1				
共通仮設							
		式	1				

管理番号：
工事番号：令和 3年度仙松維第-7号

設計内訳書（鳴瀬奥松島 I C）

工事名	仙台松島道路 道路照明更新工事					事業区分 工事区分	電気通信設備 通信設備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）								
		式	1					
純工事費								
		式	1					
現場管理費								
		式	1					
機器間接費								
		式	1					
機器管理費								
		式	1					
工事原価								
		式	1					
一般管理費等								
		式	1					
工事価格								
		式	1					
消費税額及び地方消費税額								
		式	1					
工事費計								
		式	1					

管理番号：
工事番号：令和 3年度仙松維第-7号

設計内訳書（利府中 I C）

工事名	仙台松島道路 道路照明更新工事					事業区分 工事区分	電気通信設備 電気設備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
電気設備								
			式	1				
道路照明設備工								
			式	1				
道路照明設備設置工								
			式	1				
照明器具設置(本線1)		RP-150-2M						単 12号
			台	2				
照明器具設置(本線2)		RP-150-3M						単 13号
			台	2				
照明器具設置(本線3)		RP-200-4M						単 14号
			台	4				
道路照明設備撤去工								
			式	1				
道路照明灯撤去(利府中)		利府中道路照明器具撤去, HID器具撤去						単 15号
			台	8				
仮設工								
			式	1				
交通管理工								
			式	1				
交通誘導警備員(利府中)								内 7号
			式	1				
直接工事費								
			式	1				
共通仮設								
			式	1				

管理番号：
工事番号：令和 3年度仙松維第-7号

設計内訳書（利府中 I C）

工事名	仙台松島道路 道路照明更新工事				事業区分 工事区分	電気通信設備 電気設備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）							
		式	1				
純工事費							
		式	1				
現場管理費							
		式	1				
工事原価							
		式	1				
一般管理費等							
		式	1				
工事価格							
		式	1				
消費税額及び地方消費税額							
		式	1				
工事費計							
		式	1				

管理番号：
工事番号：令和 3年度仙松維第-7号

設計内訳書（春日 P A）

工事名	仙台松島道路 道路照明更新工事				事業区分 工事区分	電気通信設備 電気設備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
電気設備							
		式	1				
道路照明設備工							
		式	1				
道路照明設備設置工							
		式	1				
照明器具設置(本線1)	RP-150-2M						単 16号
		台	4				
照明器具設置(本線2)	RP-150-3M						単 17号
		台	8				
照明器具設置(本線3)	RP-200-4M						単 18号
		台	4				
道路照明設備撤去工							
		式	1				
道路照明灯撤去(春日PA)	春日PA道路照明器具撤去, HID器具撤去						単 19号
		台	16				
仮設工							
		式	1				
交通管理工							
		式	1				
交通誘導警備員(春日PA)							内 8号
		式	1				
直接工事費							
		式	1				
共通仮設							
		式	1				

管理番号：
工事番号：令和 3年度仙松維第-7号

設計内訳書（春日 P A）

工事名	仙台松島道路 道路照明更新工事				事業区分 工事区分	電気通信設備 電気設備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）							
		式	1				
純工事費							
		式	1				
現場管理費							
		式	1				
工事原価							
		式	1				
一般管理費等							
		式	1				
工事価格							
		式	1				
消費税額及び地方消費税額							
		式	1				
工事費計							
		式	1				

管理番号：
工事番号：令和 3年度仙松維第-7号

設計内訳書（松島海岸 I C）

工事名	仙台松島道路 道路照明更新工事					事業区分 工事区分	電気通信設備 通信設備(機器単体)	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
通信設備(機器単体)								
			式	1				
道路情報表示設備								
			式	1				
道路情報表示装置								
			式	1				
LED電光表示板								内 9号
			式	1				
機器単体費計（工場製作原価）								
			式	1				
電気設備								
			式	1				
道路照明設備工								
			式	1				
道路照明設備設置工								
			式	1				
照明器具設置(本線1)		RP-150-2M						単 20号
			台	4				
照明器具設置(本線2)		RP-150-3M						単 21号
			台	8				
照明器具設置(本線3)		RP-200-4M						単 22号
			台	4				
道路照明設備撤去工								
			式	1				
道路照明灯撤去(海岸IC)		海岸IC道路照明器具撤去, HID器具撤去						単 23号
			台	16				

管理番号：
工事番号：令和 3年度仙松維第-7号

設計内訳書（松島海岸 I C）

工事名	仙台松島道路 道路照明更新工事				事業区分 工事区分	電気通信設備 電気設備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
照明設備設置工							
		式	1				
ゲート照明設備							
		式	1				
ゲート照明設備設置工							内 10号
		式	1				
照明設備設撤去工							
		式	1				
ゲート照明設備							
		式	1				
ゲート照明設備撤去工							内 11号
		式	1				
交通安全・管理施設工							
		式	1				
標識工							
		式	1				
内照板(LED方式)設置工	ELW50						単 24号
		台	2				
内照板(LED方式)撤去工	ELW50						単 25号
		台	2				
仮設工							
		式	1				
交通管理工							
		式	1				
交通誘導警備員(松島海岸IC)							内 12号
		式	1				

管理番号：
工事番号：令和 3年度仙松維第-7号

設計内訳書（松島海岸 I C）

工事名	仙台松島道路 道路照明更新工事				事業区分 工事区分	電気通信設備 通信設備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
通信設備							
		式	1				
道路情報表示設備工							
		式	1				
道路情報表示装置設置工							
		式	1				
LED電光表示板設置(下り12.36kp)							単 26号
		台	1				
直接工事費							
		式	1				
共通仮設							
		式	1				
共通仮設費（率計上）							
		式	1				
純工事費							
		式	1				
現場管理費							
		式	1				
機器間接費							
		式	1				
機器管理費							
		式	1				
工事原価							
		式	1				
一般管理費等							
		式	1				

管理番号：
工事番号：令和 3年度仙松維第-7号

設計内訳書（松島海岸 I C）

工事名	仙台松島道路 道路照明更新工事					事業区分 工事区分	電気通信設備 通信設備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
工事価格								
		式	1					
消費税額及び地方消費税額								
		式	1					
工事費計								
		式	1					

管理番号：
工事番号：令和 3年度仙松維第-7号

設計内訳書（松島大郷 I C）

工事名	仙台松島道路 道路照明更新工事					事業区分 工事区分	電気通信設備 電気設備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
電気設備								
			式	1				
道路照明設備工								
			式	1				
道路照明設備設置工								
			式	1				
照明器具設置(本線1)		RP-150-2M						単 27号
			台	4				
照明器具設置(本線2)		RP-150-3M						単 28号
			台	9				
照明器具設置(本線3)		RP-200-4M						単 29号
			台	3				
道路照明設備撤去工								
			式	1				
道路照明灯撤去(大郷第1ランプ)		ポ-#GL8〜12m, 350kg以下撤去, HID器具撤去						単 30号
			基	1				
道路照明器具撤去		道路照明器具撤去, HID器具撤去						単 31号
			台	16				
照明設備設置工								
			式	1				
ゲート照明設備								
			式	1				
ゲート照明設備設置工(第1入口)								内 13号
			式	1				
ゲート照明設備設置工(第1出口)								内 14号
			式	1				

管理番号：
工事番号：令和 3年度仙松維第-7号

設計内訳書（松島大郷 I C）

工事名	仙台松島道路 道路照明更新工事				事業区分 工事区分	電気通信設備 電気設備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ゲート照明設備設置工(第2)							内 15号
		式	1				
照明設備設撤去工							
		式	1				
ゲート照明設備							
		式	1				
ゲート照明設備撤去工							内 16号
		式	1				
仮設工							
		式	1				
交通管理工							
		式	1				
交通誘導警備員(松島大郷IC)							内 17号
		式	1				
直接工事費							
		式	1				
共通仮設							
		式	1				
共通仮設費（率計上）							
		式	1				
純工事費							
		式	1				
現場管理費							
		式	1				
工事原価							
		式	1				

管理番号：
工事番号：令和 3年度仙松維第-7号

設計内訳書（松島大郷 I C）

工事名	仙台松島道路 道路照明更新工事				事業区分 工事区分	電気通信設備 電気設備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
一般管理費等							
		式	1				
工事価格							
		式	1				
消費税額及び地方消費税額							
		式	1				
工事費計							
		式	1				

管理番号：
工事番号：令和 3年度仙松維第-7号

設計内訳書（松島北 I C）

工事名	仙台松島道路 道路照明更新工事					事業区分 工事区分	電気通信設備 電気設備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
電気設備								
		式	1					
照明設備設置工								
		式	1					
ゲート照明設備								
		式	1					
ゲート照明設備設置工								内 18号
		式	1					
照明設備設撤去工								
		式	1					
ゲート照明設備								
		式	1					
ゲート照明設備撤去工								内 19号
		式	1					
仮設工								
		式	1					
交通管理工								
		式	1					
交通誘導警備員(松島北IC)								内 20号
		式	1					
直接工事費								
		式	1					
共通仮設								
		式	1					
共通仮設費（率計上）								
		式	1					

管理番号：
工事番号：令和 3年度仙松維第-7号

設計内訳書 (松島北 I C)

[illegible]

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 1号	LED電光表示板							
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
LED文字表示板 ソーラー方式								
			台	1				
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 2号	ケーブル接続（料金所ゲート照明）	EM-CE, 3. 5sq-3c						
		名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減
低圧電力ケーブル接続処理		8mm2×3C以下, 3心						単 33号
			箇所	8				
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 3号	スクラップ処理		道路照明ポール					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
鉄スクラップ° (ヘビ°-H2)								
			t	3				
現場発生産・支給品運搬		クレーン装置付4t級2. 9t吊, 27. 0km以下, 1. 5t超2. 0t以下						
			回	2				
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 4号	ゲ- ト照明設備設置							
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ブ- ス照明交換								単 41号
			台	40				
高所作業車(トラック架装リフト車)フ- ム型 標準デ- ックタイプ 作業床高さ9.7m								
			日					
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 5号	ゲート照明設備撤去						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ゲート照明撤去		台	64				単 42号
高所作業車(トラック架装リフト車)フォーム型 標準アックタイプ 作業床高さ9. 7m		日					
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 6号	交通誘導警備員(鳴瀬奥松島IC)						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員A		人日					単 43号
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 7号	交通誘導警備員(利府中)						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員A							単 43号
		人日					
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 8号	交通誘導警備員(春日PA)						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員A							単 43号
		人日					
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 9号	LED電光表示板						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
LED文字表示板 ソーラー方式		台	1				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 10号	ゲート照明設備設置工						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ゲート照明器具据付		台	8				単 47号
高所作業車(トラック架装リフト車)フレーム型 標準デッキタイプ 作業床高さ9. 7m		日					
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 11号	ゲート照明設備撤去工						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ゲート照明器具撤去		台	8				単 48号
高所作業車(トラック架装リフト車)フレーム型 標準アックタイプ 作業床高さ9. 7m		日					
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 12号	交通誘導警備員(松島海岸IC)						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員A		人日					単 43号
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 13号	ゲート照明設備設置工(第1入口)						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ゲート照明器具設置		台	8				単 51号
高所作業車(トラック架装リフト車)フレーム型 標準デッキタイプ 作業床高さ9. 7m		日					
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 14号	ゲート照明設備設置工(第1出口)						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ゲート照明器具設置		台	8				単 51号
高所作業車(トラック架装リフト車)フレーム型 標準デッキタイプ 作業床高さ9. 7m		日					
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 15号	ゲート照明設備設置工(第2)						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ゲート照明器具設置		台	16				単 51号
高所作業車(トラック架装リフト車)フレーム型 標準デッキタイプ 作業床高さ9. 7m		日					
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 16号	ゲート照明設備撤去工						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ゲート照明器具撤去		台	32				単 48号
高所作業車(トラック架装リフト車)フレーム型 標準デッキタイプ 作業床高さ9. 7m		日					
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 17号	交通誘導警備員(松島大郷IC)						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員A							単 43号
		人日					
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 18号	ゲート照明設備設置工						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ゲート照明器具据付							単 47号
		台	12				
高所作業車(トラック架装リフト車)フレーム型 標準デッキタイプ 作業床高さ9. 7m							
		日					
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 19号	ゲート照明設備撤去工						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ゲート照明器具撤去							単 48号
		台	12				
高所作業車(トラック架装リフト車)フレーム型 標準アックタイプ 作業床高さ9. 7m							
		日					
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2021. 08
歩掛適用年月	2021. 08
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 20号	交通誘導警備員(松島北IC)						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員A							単 43号
		人日					
合計							